



報道発表

平成24年10月15日
財務省中国財務局

広島合同庁舎を「浸水時緊急退避施設」に指定

中国財務局では、広島市内に所在する当局管理の広島合同庁舎を「浸水時緊急退避施設」として活用すべく広島市と協議を重ねてきましたが、この度、広島市より正式に「浸水時緊急退避施設」としての指定を受けました。

「浸水時緊急退避施設」とは、津波や高潮、洪水による浸水想定区域内において、地域住民等が津波等から緊急一時的に退避する施設をいいます。

現在、中国財務局においては、国有財産の有効活用を図っておりますが、国の合同庁舎が市町村の「浸水時緊急退避施設」として指定を受けるのは、中国地方では鳥取県境港市に次いででの指定です（広島県では初）。

東日本大震災以降、国民の津波に対する防災意識が高まっている中、広島市は、公共施設や民間の共同住宅等を「浸水時緊急退避施設」に指定し、ハザードマップに掲載する取組みを進めており、浸水想定区域内に所在する施設の確保が急務となっております。

当局としても、国有財産を活用して地域防災に貢献すべきとの考えから、津波等災害時に周辺住民の方々の一時避難先として当該合同庁舎を利用することについて、広島市に申し出を行い、今般、実現したものです。

なお、これに先立ち国家公務員宿舎（合同宿舎舟入住宅及び草津住宅）については、6月13日に広島市から指定を受けています。

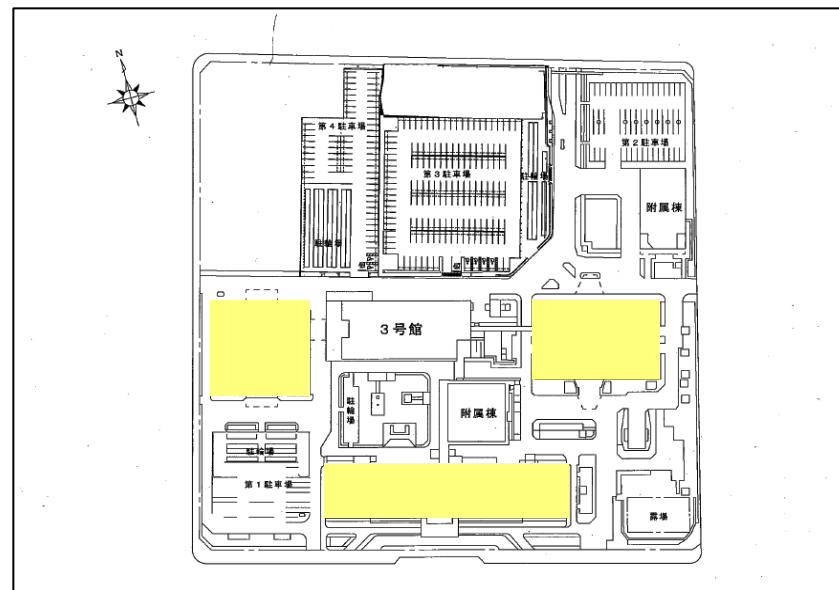
中国財務局では、今後も地元と連携の上、地域貢献を進めていきたいと考えています。

【提供する合同庁舎】

合同庁舎名	所在地	構造等	建築年月日	退避可能人数
広島合同庁舎 (1号館)	広島市中区上八丁堀6-30	RC6階	S35.11.14	256名
広島合同庁舎 (2号館)	広島市中区上八丁堀6-30	SRC11階	S47.3.31	405名
広島合同庁舎 (4号館)	広島市中区上八丁堀6-30	SRC15階	S62.9.9	2,184名

【連絡・問い合わせ先】
中国財務局 総務部
合同庁舎管理官
代表 TEL082-221-9221

施設名称	広島合同庁舎1号館・2号館・4号館
所在地	広島市中区上八丁堀6-30





き ん き ゆ う た い ひ し せ つ

緊急退避施設

Emergency Evacuation Facility / 긴급 대피 시설 / 紧急避难设施
Evacuação de Emergência / Evacuación de Emergencia

津波
洪水
高潮

Tsunami / 해일 / 海啸 / Tsunami / Tsunami

Flood / 홍수 / 洪水 / Inundação / Inundacion

High Tide / 고조 / 高潮 / Mare Alta / Alta Marea

- この施設は、上記の浸水危険が迫った場合の緊急一時的な退避場所として使用できます。
(浸水時は高台への避難が原則です。危険が迫る前に早めの避難を心掛けてください。)
- この施設に緊急退避した方は、浸水が解消し安全が確認された段階で、すみやかに市が開設する避難場所等へ移動してください。
- 平常時は、施設関係者の許可なく立ち入ることはできません。